

# 重要事項説明書

(介護予防訪問看護)

(訪問看護)

なでしこ株式会社

訪問看護ステーションなでしこ

1 当事業所について

(1)事業者概要

|      |              |
|------|--------------|
| 名 称  | なでしこ株式会社     |
| 所在地  | 滋賀県長浜市港町4－19 |
| 代表者名 | 田中 めぐみ       |
| 電 話  | 0749-57-6538 |

(2)事業所概要

|        |                |
|--------|----------------|
| 名 称    | 訪問看護ステーションなでしこ |
| 所在地    | 滋賀県長浜市港町4－19   |
| 電話     | 0749-57-6538   |
| 管理者名   | 田中 めぐみ         |
| サービス種類 | (介護予防) 訪問看護    |
| 指定番号   | 2560390326     |

(3)サービス提供地域

以下の長浜市内の小学校区域

長浜小学校・長浜北小学校・長浜南小学校・北郷里小学校・南郷里小学校・びわ北小学校・びわ南小学校・神照小学校・虎姫学園・湯田小学校  
朝日小学校・速水小学校・古保利小学校・小谷小学校・高月小学校  
七郷小学校・富永小学校

※上記以外にお住まいの方でも、ご相談下さい。

(4)営業日・時間、サービス提供時間

|          |                                        |
|----------|----------------------------------------|
| 営業日・時間   | 月曜日から金曜日                               |
|          | 午前10時より午後5時                            |
|          | ※（12月29日～1月3日を除く）                      |
| サービス提供時間 | 月曜日から金曜日                               |
|          | 午前10時より午後5時                            |
|          | ※緊急時の電話相談は24時間対応可能で、必要に応じて緊急訪問看護を行います。 |

※上記の時間以外に、ご希望がございましたら、ご相談ください。

(5)職員体制

|            |     |    |     |    |
|------------|-----|----|-----|----|
|            | 資格  | 常勤 | 非常勤 | 計  |
| 管理者（看護師兼務） | 看護師 | 1名 | 0名  | 4名 |
| 看護師        | 看護師 | 1名 | 2名  |    |

令和6年6月1日現在

2 事業の目的・運営方針

(1)目的

居宅において主治医が（介護予防）訪問看護の必要を認めた利用者に対して、適切な（介護予防）訪問看護を提供することを目的とします。

(2)運営方針

- ①利用者の特性を踏まえ、可能な限りその居宅において、要介護状態（要支援状態）の軽減又は悪化の防止に資するよう、療養上の目標を設定して支援します。
- ②事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、関係市町村、地域の保健・医療福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- ③必要な時に必要な（介護予防）訪問看護が行えるよう、事業実施体制の整備に努めます。

3 第三者評価の実施状況

|             |    |
|-------------|----|
| 実施の有無       | なし |
| 実施した評価機関の名称 |    |
| 評価結果の開示状況   |    |

4 サービス内容

- (1)病状・障害・全身状態の観察
- (2)日常生活の看護（清潔・排泄・食事など）
- (3)在宅リハビリテーション看護（寝たきりの予防・手足の運動など）
- (4)療養生活や介護方法の指導
- (5)認知症の介護・看護（介護相談・悪化防止・事故予防の助言）
- (6)カテーテル類の管理・褥瘡の処置など医師の指示に基づいての看護
- (7)生活用具や在宅サービス利用についての相談
- (8)終末期の看護

5 利用料金（別紙参照）

毎月10日前後に前月分の請求書をお渡しし、利用者指定の口座から自動振替させていただきます。

6 その他の費用          死後の処置として20,000円

## 7 受給資格の確認

サービス提供前に、利用者に被保険者証をご提示いただき被保険者資格・要介護認定（要支援認定）の有無、要介護認定の有効期間を確認させていただきます。被保険者証に認定審査会意見が記載されている時は、その意見に配慮して、（介護予防）訪問看護を提供させていただきます。

また、要介護・要支援認定を受けておられない利用申込者については、申請が行われているかを確認し、行われていない場合には利用申込者の意思を踏まえて速やかに、申請が行われるよう、必要な援助を行います。

## 8 サービスの利用方法

### (1)サービスの利用開始

重要事項説明書を用いて説明し、利用者の同意を得て契約書を交わしたのち、サービスを開始いたします。

### (2)サービスの終了

#### ①利用者の都合によりサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の5日前までに、文書でお申し出ください。

#### ②当事業所の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、当事業所からのサービスを終了させて頂く場合があります。その場合は終了日の1カ月前までに、文書でご連絡させていただきます。

#### ③自動終了（以下に該当する場合は、通知がなくとも自動的にサービスが終了いたします。）

- ・利用者が死亡、入院・入所又は転出した場合
- ・利用者の病状、要介護度（要支援）の改善により、（介護予防）訪問看護の必要を認められなくなった場合

#### ④契約解除

- ・当事業所が、正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やその家族に対し社会的通念を逸脱する行為を行った場合は、利用者が文書で通知することで即座に契約を解除することが出来ます。
- ・利用者が、サービス利用料金の支払いを2カ月以上遅延し、督促後30日以内に支払いがない場合、当事業所より文書で通知することでサービス提供を終了させていただくことがあります。

## 9 サービス提供拒否の禁止

正当な理由なく、サービス提供の拒否はできません。

## 10 サービス提供困難時の対応

利用申込者の病状、通常の事業の実施地域等を勘案し、適切なサービス提供が困難であると認めた場合は、主治医及び居宅介護支援事業者、又は地域包括支援センターへ連絡し、他事業所の紹介等を行います。

## 11 相談窓口（苦情等）

|                             |      |               |
|-----------------------------|------|---------------|
| 訪問看護ステーションなでしこ<br>担当者 田中めぐみ | 所在地  | 滋賀県長浜市港町4-19  |
|                             | 電話   | 0749-57-6538  |
|                             | FAX  | 0749-57-6539  |
|                             | 受付時間 | 午前10時より午後5時まで |

※苦情については長浜市・国民健康保険団体連合会でも受け付けております。

|                               |     |              |
|-------------------------------|-----|--------------|
| 長浜市 介護保険課                     | 電話  | 0749-65-8252 |
| 滋賀県国民健康保険団体連合会<br>介護保険課苦情相談専用 | 電話  | 077-510-6605 |
|                               | FAX | 077-510-6606 |

## 12 緊急時の対応方法

サービス提供にあたり、事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、救急機関、居宅介護支援事業所等に連絡し、適切な対応を致します。

## 13 非常災害の対応(業務継続計画の策定)

- (1)事業者は、感染症や非常災害の発生時において、継続的に訪問看護を実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとします。
- (2)事業所は、従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとします。
- (3)事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行うものとします。

## 14 高齢者虐待防止に関する事項

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため以下を実施します。

- (1)虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図ります。
- (2)虐待の防止のための指針を整備します。
- (3)看護師等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に行います。

## 15 身体拘束の原則禁止

- (1)事業所は、サービス提供にあたっては利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体拘束）を行いません。
- (2)事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容・理由・期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間・その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載します。

## 16 秘密保持・個人情報の保護

- (1)当事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。これは利用者との契約終了後も同様とします。
- (2)従業者でなくなった後も同様に秘密保持をし、それを雇用契約の内容に取り入れます。
- (3)利用者又はその家族の個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めます。
- (4)利用者又はその家族の個人情報については、当事業所による（介護予防）訪問看護の提供以外の目的では利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、利用者情報は利用者に、家族の情報は家族に、それぞれ文書で同意を得ます。

以上

令和        年        月        日

(介護予防) 訪問看護において、本書面に基づき重要事項を説明いたしました。

|       |                |
|-------|----------------|
| 法人名   | なでしこ株式会社       |
| 所在地   | 滋賀県長浜市港町4-19   |
| 代表取締役 | 田中 めぐみ         |
| 事業所名  | 訪問看護ステーションなでしこ |
| 所在地   | 滋賀県長浜市港町4-19   |
| 説明者   | 田中 めぐみ         |

私は、本書面にて重要事項の説明を受けました。

|     |     |   |
|-----|-----|---|
| 利用者 | 住 所 |   |
|     | 氏 名 | 印 |
|     | TEL |   |

|         |                             |   |
|---------|-----------------------------|---|
| 家族(代理人) | 住 所                         |   |
|         | 氏 名                         | 印 |
|         | 続柄 (                      ) |   |
|         | TEL                         |   |